

介護初任者研修 学則・実施要領等

1. 開講の目的

高齢化が進み、高齢者の単身世帯や老夫婦だけの世帯が増えてきている。
地域包括ケアシステムなど介護サービスの需要が高まる中、介護職の人材不足が社会問題になっている。これからの福祉・介護を支えるための人材を育成し地域福祉に貢献することを目的とする。

2. 研修の名称

社会福祉法人 三寿会 介護職員初任者研修

3. 研修の課程及び実施方法

研修の課程：介護職員初任者研修課程

実施方式：通学方式

4. 研修事業者の名称、所在地

(事業者名) 社会福祉法人 三寿会

(所在地) 富山県富山市大島三丁目147番地

5. 実施場所

・講義、演習場所 特別養護老人ホーム三寿苑 会議室
富山市大島三丁目147番地

6. 研修期間

研修期間は別に定める。

7. 研修カリキュラム及び使用する教材

(1) 研修カリキュラム

別紙のとおり

(2) テキスト

介護職員初任者研修テキスト (株) QOL サービス

8. 講師氏名

別紙のとおり

9. 研修修了の認定方法

介護職員初任者研修課程の全受講が完了し、修了評価の結果が所定の水準を満たしているものについては、修了証明書を交付する。

- (1) 「9 こころとからだのしくみと生活支援技術」については講義と実技演習を行う。講義時間内に介護に必要な基礎的知識の確認テストおよび実技試験を行い、100点満点法により70点以上を合格とする。
不合格のものに関しては、合格になるように指導・助言を行い補講等による補習をした後に、再試験を行う。
- (2) 修了試験は筆記試験によって行い100点満点法により、70点以上を合格とする。不合格のものに関しては、合格になるように指導・助言を行い補講等による補習をした後に、再試験を行う。
- (3) 上記の(1)(2)の評価区分を総合し、評価基準を満たした者を合格とする。
- (4) 不合格の場合は、1回を限度に再試験を受けることができる。
再試験に際しては、無料で行う。

10. 受講対象者

- ・介護に従事することを希望する者、または介護の知識・技術を学び家庭や地域貢献に活用することを希望する者
- ・心身ともに健康で、講座の全過程に出席できる者

受講定員は20名とし、定員になり次第締め切りとする。

11. 受講手続

募集はホームページ、フリーペーパー、広報誌等で行う。

受講者は指定の申し込み用紙に必要事項を記入し、申し込む。

申し込みは、郵送・FAX・三寿苑窓口にて受付する。

(連絡先)

〒939-8025 富山県富山市大島三丁目147番地

TEL 076-492-3081

FAX 076-493-3068

ただし、受付定員に達した時点で受付を終了する。

12. 受講料等

受講料 65,000円 (税・テキスト代 3,240円 含む)

- ※ 研修開始日の7日前までに受講料を支払うものとする。
- ※ 講座開始後、納入済の受講料などは原則として返金しない。

13. 補講の取扱い

補講については、忌引き、病気・負傷等、やむを得ない事情の理由による欠席で、研修時間に不足が生じた場合、受けることができる。

14. 受講の取り消し

次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- (1) 遅刻を繰り返す者
- (2) 学習態度が著しく悪い者（携帯電話使用、私語、暴言等）
- (3) 他の受講者の学習を著しく妨げる者
- (4) 自力で演習内容を行うことが出来ない者

なお自ら退学する場合、受講生は「退学願」を提出する。

15. 修了証明書の交付

修了を認定された者には、富山県介護職員初任者研修実施要綱9に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

16. 修了者の管理の方法

修了証明番号、修了年月日、氏名、性別、生年月日、住所等を記載した名簿を作成し、当法人で管理する。名簿を「介護職員初任者研修事業実績報告書」とともに富山県知事へ提出する。

17. その他研修に関する留意事項

- (1) 講義・演習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- (2) 本人確認は、受講申込受付時または初回講義時に、本人の公的証明書（免許書・パスポート・健康保険証・年金手帳・住民票・戸籍謄本等）の提示により行う。
- (3) 当法人では、実技演習における器物の破損等、万が一の事故に備え賠償責任保険に加入する。
- (4) この学則に必要な細則、及びこの学則に定められていない事項が必要があると認められる場合は、当法人がこれを定める。